

おしゃれて 終活先生

(8)

それって相続放棄？

個人事業主として自動車整備業を經營していたAさん。大手自動車メーカーと業務提携をしていてこともあって、近年の業績は好調でした。

都会で自動車メーカー勤務していた長男Bさんも、故郷に戻つてきてくれて、これから事業規模の拡大を目指そうと、金融機関からの借り入れをして、新しい工場を建設しました。

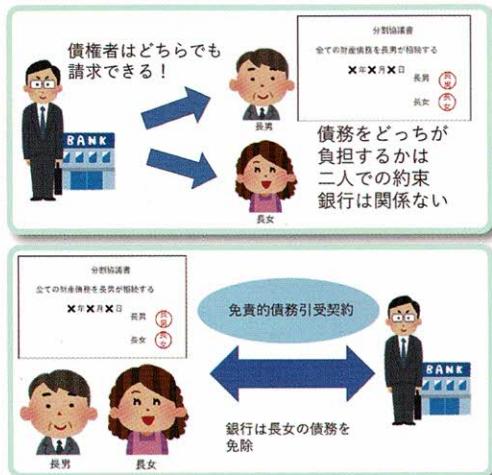
そんな折、Aさんが急逝しました。Aさんの相続人は長男Bさんと長女のCさんです。長女Cさんは結婚して家を出でいました。急速なことでしたが、長男Bさんは「父の夢を叶えるんだ！」と息巻いていました。長女Cさんは「私は家を出でる身だから、兄さんに任せる

わ。」と自分は相続しないことにしました。

話し合いは揉めることもなく、「長男Bが全て相続する」という分割協議書に相続人全員が署名・押印をしました。

その後、数年たち長女Cのもとへ金融機関から連絡がありました。「Aさんの借入金、相続されていりますよね？返済をお願いしたいのですが…」長女Cさんは、突然のことにはびっくりです。「長男Bが全て相続していく、私は相続放棄していません！だから私に返済義務はありません！」ところが金融機関の方はこう言います。「家庭裁判所で相続放棄手続きはされていないですよね？」

相続といつたら「財産を分ける」というイメージがありますが、相続されるものには「債務」もあることも忘れてはいけません。今回はそんな債務がある場合の相続の失敗事例についてご説明します。



さてどういうことでしょうか？これは債務に関しては、相続人間で「Bさんが負担する」という分割協議が成立していますが、これはあくまでも相続人間での決めごとです。金融機関には関係ありません！そのため、金融機関はCさんの相続分1/2を請求できるのです。ではCさんはどうすべきだった

方法は二つです。まずは家庭裁判所に相続放棄手続きをする。これは相続開始後三ヶ月以内にしなければならない手続きになります。相続放棄はプラスの財産もマイナスの負債も全て相続できないことになります。「現金百万円をCさんが相続し、その他事業用資産含め全ての財産をBさんが相続する」というような分割ができないことになります。

もう一つは免責的債務引受け契約という方法があります。これはBさん、Cさん、金融機関間で、Bさんが債務を負担し、金融機関はCさんには請求しませんと契約をすることで、Cさんが債務の返済義務を免れることができます。もし被相続人に債務がある場合には、自分が相続しないからといって安心せず、金融機関に確認しておくことが必要になりますのでご注意ください。

